

組合員各位

マイナ保険証の利用について

昨年12月27日に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が交付され、本年（令和6年）12月2日から現行の健康保険証は発行されないとされました。

マイナ保険証には、以下の3つのメリットがあります。12月の円滑な施行に向けて、ぜひ皆様も1度使ってみていただきたいと思います。

保険証の登録がまだの方も、マイナンバーカードさえ持っていれば、医療機関を受診した際に、医療機関を受診した際、その場で保険証登録ができるので、医療機関に行く際はマイナンバーカードをご持参ください。（食品国保の事務局でも登録ができます。）

【メリット①】

マイナ保険証を利用することで毎回医療費を20円節約できる。自己負担も減る。

【メリット②】

よりよい医療が受けられる。

【メリット③】

限度額適用認定証の交付手続きなしで、高額医療の限度額を超えた支払いが免除される。

（注）なお、現行の被保険者証の経過措置としては以下の取扱いがあります。

- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認証」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認証」が交付されます。）
- ・本年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（来年12月1日）まで使用可能です。

使ってみよう！！

マイナ保険証



京都市食品衛生国民健康保険組合

TEL : 075 (254) 8383 FAX : 075 (254) 8422